

新潟県自立支援協議会権利擁護部会組織運営要領

1 趣旨

この要領は、新潟県自立支援協議会設置要綱6(6)の規定に基づき、新潟県自立支援協議会権利擁護部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 構成等

(1) 部会は、次に掲げる団体等の関係者に対し、福祉保健部長が依頼する委員で構成する。

- ア 県弁護士会
- イ 県社会福祉士会
- ウ 県精神保健福祉士協会
- エ 障害福祉サービス関係団体
- オ 相談機関等
- カ 当事者・関係団体
- キ 事業者
- ク 行政機関

(2) 部会は、障害者の虐待防止、差別解消、その他の権利擁護に関する事項について協議する。

(3) 部会の部会長は委員の互選により、副部会長は部会長の指名により選任する。

(4) 部会長は、部会の事務を統括する。

(5) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長の事故あるときは、その職務を代理する。

3 任期

(1) 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

(1) 部会は、必要に応じて部会長が招集する。また、議題によって出席委員を選出することができる。

(2) また、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。

(3) 部会の事務局は、福祉保健部障害福祉課内に置く。

5 守秘義務

委員は、部会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）17条第1項に基づき組織する障害者差別解消支援地域協議会（「新潟県障害者差別解消支援地域協議会」といい、以下「協議会」という。）は、部会をもってこれにあて、協議会の会長は、部会長をもってこれにあてる。

7 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年12月25日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月1日から適用する。
- 2 令和4年3月31日以前に就任した委員の任期は、3の(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和4年1月13日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。